

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市習い事・塾代助成事業運営検討支援業務委託	その他	株式会社野村総合研究所	24,961,200	令和5年7月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市子どもの生活に関する実態調査にかかる分析業務委託	その他	公立大学法人大阪	18,700,000	令和5年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金積極支給用データ作成業務委託	その他	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	21,605,100	令和5年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託	その他	株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所	19,921,000	令和5年9月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市習い事・塾代助成事業運営検討支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

大阪市習い事・塾代助成事業運営検討支援業務委託は、高度で専門的な技術力が求められることから、公募型プロポーザル方式により、事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も優れた成果を期待できる企画提案を比較して、予め事業者を選定する必要がある。このため、公募型プロポーザルを実施し、選定されたのが当該事業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）（電話番号 06-6208-8160）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子どもの生活に関する実態調査にかかる分析業務委託

2 契約の相手方

公立大学法人大阪 理事長 福島 伸一

3 随意契約理由

本業務は、こどもの貧困対策を総合的に推進していくにあたり、市の実情に応じた効果的な支援のあり方や対応策を検討し、支援のしくみを構築するため、大阪府と共同実施している「子どもの生活に関する実態調査」の調査結果をもとに分析を実施するものである。

令和2年9月1日開催の第12回こどもの貧困対策推進本部会議にて、大阪府と共同実施することにより、大阪府や府下他市町村との広域的な比較が可能となることから、実施時期を令和5年度に延長することが決定された。

また、令和4年9月6日開催の第14回こどもの貧困対策推進本部会議では、平成28年度をベースに大阪府と共同実施することを決定され。

大阪府と共同実施している「子どもの生活に関する実態調査」にかかる調査の分析は、大阪府の「令和5年度子どもの生活に関する実態調査の共同実施に係る実施要綱」第4条により、大阪府と同一の事業者と契約する必要がある。

よって、大阪府が委託する大阪公立大学と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

【参考：令和5年度子どもの生活に関する実態調査の共同実施に係る実施要綱（抜粋）】

第4条 調査結果の分析

ア 府調査と市町村調査の分析は委託により実施することとし、その委託事業者は同一とする。

イ 大阪府及び共同実施市町村は分析を行う委託先とそれぞれ個別に委託契約することを原則とする。

ウ 府調査結果の分析には、市町村調査結果の分析も反映するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課 こどもの貧困対策推進担当（電話番号 06-6208-8153）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金積極支給用データ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 齋藤 佳宏

3 随意契約理由

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、令和5年3月分の児童扶養手当受給者、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯及び食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変した世帯を対象に児童1人につき5万円を支給する事業である。

本事業の実施にあたっては、対象者に対して給付金を積極支給（申請不要）及び申請による支給を実施するとともに、対象者となり得る世帯を対象に事業周知を行う必要があり、案内等の郵送事務や審査を行うために、住民基本台帳、児童扶養手当、児童手当及び特別児童扶養手当等の情報が必要となる。

これらの情報は、住民登録に係る情報は住民基本台帳等事務システム、各手当受給者資格情報は総合福祉システムのみで一括管理しており、その他システムや紙台帳など他で管理していない。

総合福祉システムは、開発当初から株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に設計・開発を委託しており、情報システムに関する高度な専門的知識を有するとともに、総合福祉システムと連携している住民基本台帳等システムの開発・保守にも携わっていることから、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。

以上のことから、本案件について、万が一トラブルが発生した際の責任の所在を明確にするとともに、その後も一貫して保証をもたせることができるのは、総合福祉システム及び住民基本台帳等システムの開発事業者であり、かつ、これまでの改修も行ってきた株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

子ども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6136-5789）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所

大阪事務所長 中村 光明

3 随意契約理由

本事業は、「(仮称)大阪市こども計画」を策定するにあたり、その基礎資料となるように、ニーズ調査するものである。この計画は、こども基本法や子ども・子育て支援法の趣旨、国の動向を十分に理解するとともに、本市の状況を的確に把握した上で、調査・分析結果を基に策定するものであり、こども・子育て支援施策に係る「量の見込み」等の推計に必要な基礎データ収集実績や調査・分析ノウハウを有する事業者から企画提案を受けることにより、効果的なニーズ調査の実施や、また得られた調査結果に基づく精緻な分析が可能になるものとする。さらに、調査票設計の補助から調査結果入力・集計・分析までの一連の業務を委託することにより、回収率・作業効率向上などを視野に入れた質問項目の構成や質問文の作成、調査票のレイアウト、調査票等の印刷仕様の作成など、業務プロセス全体を検討することができ、これにより詳細な量の見込みを把握することが期待できるため、これらの一連の業務の流れを意識した提案を、広範で専門性の高い知識や経験を持つ民間事業者から受け、それらの提案を比較したうえで事業者を選定することで、より効果的かつ正確な調査を円滑に実施できると認められることから、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所は、大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査支援業務委託事業者選定会議において、評価項目の合計点が高かったことから、受注予定者として選定された事業者である。

当該選定結果を受け、株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所と随意契約により本業務委託の契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課（電話番号 06-6208-8337）